	注　基本診療料の施設基準等第九の三の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数を１日につき所定点数に加算する。 （７日以内の期間）　2,000点 （８日以上14日以内の期間）　1,500点
区分番号Ａ３０１－２に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料１ （14日以内の期間）　4,802点 （15日以上21日以内の期間）　5,060点 ハイケアユニット入院医療管理料２ （14日以内の期間）　2,302点 （15日以上21日以内の期間）　2,560点
区分番号Ａ３０１－３に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 （14日以内の期間）　4,022点
区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料 （７日以内の期間）　13,970点 （８日以上14日以内の期間）　11,938点
区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料１ （14日以内の期間）　8,392点 （15日以上30日以内の期間）　8,650点 （31日以上90日以内の期間）　8,842点 新生児特定集中治療室管理料２ （14日以内の期間）　6,327点 （15日以上30日以内の期間）　6,585点 （31日以上90日以内の期間）　6,777点
区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　5,343点 新生児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　8,392点 （15日以上30日以内の期間）　8,650点 （31日以上90日以内の期間）　8,842点
区分番号Ａ３０３－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 （14日以内の期間）　3,717点 （15日以上30日以内の期間）　3,975点 （31日以上120日以内の期間）　4,167点
区分番号Ａ３０５に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 （７日以内の期間）　7,264点 （８日以上14日以内の期間）　6,044点
区分番号Ａ３０７に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料１ （14日以内の期間）　2,802点 （15日以上30日以内の期間）　3,060点 （31日以上の期間）　3,252点 小児入院医療管理料２ （14日以内の期間）　2,294点 （15日以上30日以内の期間）　2,552点 （31日以上の期間）　2,744点 小児入院医療管理料３ （14日以内の期間）　1,888点 （15日以上30日以内の期間）　2,146点 （31日以上の期間）　2,338点 小児入院医療管理料４ （14日以内の期間）　1,278点 （15日以上30日以内の期間）　1,536点 （31日以上の期間）　1,728点 小児入院医療管理料５ （14日以内の期間）　363点 （15日以上30日以内の期間）　621点 （31日以上の期間）　813点 注　基本診療料の施設基準等第九の九の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、１日につき所定点数に100点を加算する。

7　１の規定にかかわらず、４に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の⑸に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の⑹に規定する患者に該当する者（４の表に掲げる点数を加算するものを除く。）の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第１章第２部第１節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号Ａ１０４に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）	７対１入院基本料　128点 10対１入院基本料　107点